

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律の 施行に伴い整備された政省令及びガイドラインの概要

■：原子力損害の賠償に関する法律施行令（政令）／ ■：原子力損害の賠償に関する法律施行規則（省令）

1. 損害賠償実施方針の作成・公表の義務付け

(1) 損害賠償実施方針に記載しなければならない事項 【省令第4条第1項】

- ・原子力事業者の氏名／名称及び住所
- ・原子炉の運転等に係る全ての工場／事業所の名称及び所在地
- ・当該工場／事業所で行う全ての原子炉の運転等の種類
- ・上記に係る損害賠償措置の種類及び賠償措置額
- ・原子力損害の賠償に係る事務の実施方法及び当該事務の迅速かつ適切な実施を図るための方策
- ・原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るための方策
- ・原子力損害賠償紛争審査会による指針が示された場合における紛争の解決を図るための方策 等

(2) 損害賠償実施方針の作成、変更及び公表に関し必要な手続 【省令第4条第2～5項】

- ・損害賠償実施方針はインターネットの利用その他適切な方法により公表すること
- ・所在地の地方自治体に対し、損害賠償実施方針の内容について説明するよう努めること 等

損害賠償実施方針の作成等に関するガイドライン

本制度の実施の一助とするため、損害賠償実施方針の作成、変更及び公表等の具体的な方法、記載内容等の考え方や記載例を示す「損害賠償実施方針の作成等に関するガイドライン」を策定

【ガイドラインに示されている「各記載事項の考え方」（概要）】

- 原子力損害の賠償に当たって必要な被害の申出の受付から賠償金の支払に至るまでの基本的な事務の実施方法を明らかにするとともに、特に被害者救済等の観点から、賠償に係る事務の実施に当たっての基本的な考え方(例えば、被害者の救済と安心の確保を最優先に対応すること、合理的かつ柔軟な対応を心がけること等)をはじめ、賠償の迅速かつ適切な実施を図るための対応の方針について記載すること。
- 原子力損害の賠償に関する紛争の解決を図るための方策として、
 - ・ 和解仲介手続において和解案が提示された場合に和解案を尊重する等の対応方針
 - ・ 原子力損害賠償紛争審査会が策定した指針により範囲が判定された損害に対する迅速な賠償の方針等を記載することが考えられる。

2. 仮払資金の貸付制度の創設

(1) 政府による貸付けの条件 【政令第4条、第5条】

- ① **貸付けの限度額**：原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条の表の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める**損害賠償措置の金額**（例：1200億円）
- ② **貸付金の償還期間**：**3年**（償還方法は原則一括償還）

(2) 仮払金の支払基準 【政令第3条】【省令第5条、第6条】

被害者の区分	仮払金の支払基準	政府の貸付金を充てて支払うことができる最大額
避難指示等の区域内の住民	立退きの実施状況等を考慮して一人当たり支払うこと	50万円
避難指示等の区域内の中小事業者等	当該原子力事故による逸失利益に相当する金額の全部又は一部	逸失利益に相当する金額の2分の1又は250万円のいずれか低い金額
制限指示等を受けた中小事業者等	当該原子力事故による逸失利益に相当する金額の全部又は一部	逸失利益に相当する金額の2分の1又は250万円のいずれか低い金額

※ あわせて、文部科学大臣の権限に係る仮払資金の貸付けに関する業務を、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に委任した場合における所要の規定を整備

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣旨

原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会における検討を踏まえ、万が一、原子力事故が発生した場合における原子力損害の被害者の保護に万全を期するため、東電福島原発事故における対応のうち、一般的に実施することが妥当なもの等について所要の措置を講じる。

改正事項

(1) 損害賠償実施方針の作成・公表の義務付け **【法第17条の2、第27条】**

- 原子力事故が発生した場合に、損害賠償の迅速かつ適切な実施を図るための備えとして、あらかじめ、原子力事業者に対して、損害賠償の実施のための方針※の作成及び公表を義務付け

※方針の内容

- 損害賠償措置の概要
- 原子力損害の賠償に係る事務の実施方法
(原子力事業者の内部規則の整備、賠償請求の手続・管理等)
- 紛争の解決を図るための方策 (原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介への対応方針等)

(2) 仮払資金の貸付制度の創設 **【法第17条の3～第17条の9、第23条】**

- 和解等に基づく本賠償開始前の被害者への賠償を早期に実施するため、原子力事業者による迅速な仮払いの実施を促す枠組みとして、国が仮払いのための資金を貸し付ける制度を創設

※ あわせて、国は当該貸付けに関する業務を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に行わせることができる旨の規定を整備

(3) 和解仲介手続の利用に係る時効中断の特例 **【法第18条の2】**

- 原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続について、時効の懸念によってその利用が躊躇されることがないように、和解の仲介が打ち切られた場合における時効の中断に係る特例を措置

※ 和解仲介を申し立てた当事者が、和解仲介の打ち切りの通知を受けた日から一月以内に、裁判所に訴えを提起した場合には、和解仲介の申立ての時に訴えを提起したこととみなす

(4) 適用期限の延長 **【法第20条】**

- 原子力損害賠償補償契約の新規締結及び原子力事業者に対する政府の援助に係る期限を10年間延長 (平成41年(令和11年)12月31日までとする)

施行期日

平成32年(令和2年)1月1日 ※(3)については公布の日